

## 与論町物価高騰対応商品券支援事業に係る商品券取扱店舗募集要項

### 1 目的

この要項は、エネルギー・食料品価格高騰等の物価高騰が地域住民に与える影響を緩和するとともに、地域における消費拡大、地域経済の活性化を資することを目的とした与論町物価高騰対応商品券支援事業の実施に当たり、商品券を使用して商品やサービス等を購入できる店舗等（以下「特定事業者」と言います。）の募集に関して定めるものです。

### 2 事業の名称

与論町物価高騰対応商品券支援事業

### 3 商品券額面等

#### (1) 券面額

1,000円券

#### (2) その他

おつりは出ません。

### 4 特定事業者の要件と登録方法

#### (1) 要件

特定事業者として登録できる者は、下表左欄に掲げる業種のうち、右欄に掲げる事業に該当する事業者であり、かつ、町内に店舗を有する法人又は個人事業主であって、与論町暴力団排除条例（平成24年条例第22号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないものとする。

業種名	事業名
小売業	全ての小売業
飲食店	全ての飲食店
石油類販売業	全ての石油類販売店
他の業種	町長が必要と認めるもの

#### (2) 登録方法

別紙「与論町物価高騰対応商品券支援事業商品券取扱店舗（特定事業者）登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、以下の申込先へ持参又は郵送で提出してください。

(3) 提出先

〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花1418番地1  
与論町役場 商工観光課

(4) その他

登録店舗に対して、「物価高騰対応商品券取扱店舗」ステッカーを交付します。

5 特定事業者の負担

販売手数料・換金手数料の負担はありません。

6 特定事業者であることの周知方法

商品券販売時に取扱店舗一覧へ記載するほか、与論町ホームページにも掲載します。

7 商品券の換金

- (1) 特定事業者は、与論町物価高騰対応商品券支援事業交付請求書に各月の末日までに受け取った商品券を添え、翌月10日までに与論町商工観光課に提出してください。
- (2) 町は、請求書に基づき、指定された特定事業者の預金口座へ振り込みます。
- (3) 請求書に記載された金額が複数店舗で使用された商品券の総額となっている場合は、各店舗の商品券枚数を与論町商工観光課へご報告ください。

8 商品券で購入・使用等ができないもの

- (1) 不動産又は金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (6) 医療、介護サービス
- (7) 手数料・工賃・手間賃等の支払（パンク修理時のタイヤ交換手数料、エアコン設置手数料等）